

保 守 点 検 仕 様 書

本業務は、広島市立安佐市民病院に設置している次に掲げる装置の機能を常に良好な状態に保つため、本仕様に基づいて保守管理を行うものとする。

1 対象機器

名 称	広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称） サーバー機械室用UPS・ラックキャッピングシステム	
構成内訳	無停電電源装置（大型UPS）	一式
	二次側電源工事	一式
	ラックキャッピング	一式
	UPS電源制御用ネットワーク	一式
	UPS監視用ネットワーク	一式
	※ ラックマウントPDUは、本保守契約の対象外とする。	

2 業務の内容

前記1の対象機器の保守管理業務は、下記のとおりとする。

- (1) 故障発生時に発注者からの依頼を受けて行う電話による修理サポート業務
- (2) 緊急又は異常発生時に技術員を派遣して行う緊急修復業務
- (3) 技術員を派遣して行う定期点検業務
- (4) 技術員を派遣して行う消耗部品等交換業務
- (5) メンテナンス情報提供業務

3 業務の取扱い

- (1) 電話による修理サポート業務の受付時間及び実施時期は、年間を通して24時間の範囲とする。
- (2) 緊急修復業務の受付時間は、年間を通して24時間の範囲とし、当院への到着は、受付後4時間以内とする。
- (3) 定期点検業務の実施については、当院情報システム部門の担当職員と事前に打合せのうえ、点検日時を決定するものとする。
また、定期点検業務の回数及び点検項目は、本契約締結時に発注者と受注者が協議し、これを定めるものとする。
- (4) 消耗部品等交換業務は、前記1の対象機器の消耗部品等の交換を適時行うものとする。このうち、当システム設置後5年目に実施するバッテリーリフレッシュ作業に必要な消耗部品費・作業費は本業務の対象外とし、発注者と受注者が協議し、別途詳細を定めるものとする。
- (5) メンテナンス情報提供業務は、必要に応じて、当システムの定期点検履歴及び修理履歴を適時提供するものとする。
- (6) 受注者が派遣する定期点検及び修理をする技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（前記1の対象機器のメーカーより貸与されたサービスセキュリティプログラムを実行可能な者）とする。
- (7) 稼働後5年目にバッテリーリフレッシュ作業を実施することとする。この作業については、別途契約するものとし、作業の詳細は発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

4 経費の負担等

前項に定める事項に要する費用その他業務を行うために必要な費用は受注者の負担とする。ただし、稼働後5年目に実施するバッテリーリフレッシュ作業に必要な消耗部品費・作業費は除くものとする。

5 部品等の品質保証

受注者は、本業務上交換した部品等の品質に関して発注者への供給時点より12か月間これを保証し、この期間中に受注者の責任により故障が生じた場合は、当該部品等の修理又は交換を受注者の費用負担で行うこと。ただし、消耗品は除くものとする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び技術員の所属・氏名を発注者に報告するものとする。現場責任者又は技術員に変更があったときも、また同様とする。
- (3) 定期点検等、現場で業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

7 報告

業務実施報告書は、受注者が受注者の様式により記名・押印をし、定期点検実施後及び年度末に提出するものとする。

8 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。